

荒 下 管 第 72号  
平成24年2月2日

社団法人東京建設業協会  
会長 山田 恒太郎 様

関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
小 島 優

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請の公示について（通知）

河川行政の推進につきましては、日頃から多大なるご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、当事務所では平成24年度～26年度の「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請を公示しましたのでお知らせいたします。なお、公示文、技術資料の様式等につきましては、当事務所ホームページおよび当事務所に掲示してあります。

つきましては所属協会会員様にお知らせのほど、よろしく願いいたします。

記

荒川下流河川事務所ホームページアドレス  
<http://www.ara.go.jp/arage/>

掲示先 〒115-0042 東京都北区志茂5丁目41-1  
荒川下流河川事務所 掲示板

問合せ先 荒川下流河川事務所 危機管理室  
電話 03-3902-2379

# 公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成24年2月2日  
国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
小 島 優

## 記

### 1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的します。

### 2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間

### 3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事C等級以上及び維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙近隣地域一覧表に該当する区域内において、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企

業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が、別紙近隣地域一覧表に該当する区域内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事及び維持修繕工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 協定期間及び協定社数

協定期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

協定社数：10社程度とする。

#### 5. 申請書類の配布

- (1) 申請書類の様式は、次の配布期間及び配布場所で配布します。

##### ①配布期間

平成24年2月2日（木）から平成24年3月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時とします。

##### ②配布場所※

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省荒川下流河川事務所危機管理室

電話03-3902-2379

※申請書類は荒川下流河川事務所ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス：<http://www.ara.go.jp/arage/>

#### 6. 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- (1) 申請書及び資料は、次の受付期間及び受付場所に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

##### ①受付期間

平成24年2月2日（木）から平成24年3月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時とします。

##### ②申請書類

- ・申請書様式-1
- ・調査票様式-1～調査様式-3

・補足説明資料

③受付場所

5. 配布場所に同じ

7. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出します。  
 なお、評価点の最高点は、100点です。

評価項目	審査基準	評価点	
協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる建設機械等の台数(※) (調査様式-2)	バックホウ(0.45m <sup>3</sup> 以上)、ブルドーザ(3t以上)、ダンプトラック(10t級)の派遣数	10台以上 5~9台 1~4台 0台	10点 5点 0点 欠格
保有している備蓄資材の量(※) (調査様式-3)	砕石・栗石:500m <sup>3</sup> 以上 大型土嚢:100袋以上(1t) 敷鉄板:100m <sup>2</sup> 以上(t22)	3種類保有 1~2種類保有 保有なし	10点 5点 0点
協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否(※) (調査様式-1)	技術士(総合・建設・農業土木・森林土木)、1級・2級土木施工管理技士又は1級・2級建設機械施工技師の派遣数	5人以上 3~4人 1~2人 0人	10点 5点 0点 欠格
協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否(調査様式-1)	作業員の派遣数	10人以上 5~9人 1~4人 0人	10点 5点 0点 欠格
荒川下流河川事務所との協定の有無 (調査様式-1)	当事務所との平成22・23年度の災害協定の有無	有り なし	20点 0点
申請時の他事務所、他省庁、自治体又はそれに類する機関との災害協定締結状況 (調査様式-1)	申請時の当事務所を除く機関との災害協定の締結数	0~2件 3~4件 5件以上	10点 5点 0点
平成8年4月1日以降の荒川下流河川事務所における工事で元請として施工した実績 (調査様式-1)	荒川下流河川事務所での工事施工実績の有無	10件以上 5~9件 1~4件 0件	10点 5点 0点 欠格
当該工種工事(一般土木工事又は維持修繕工事)における過去2年間の工事成績評定表の平均点	過去2年間の一般土木工事又は維持修繕工事における成績評定の低い方の平均点	80点以上 75~80点未満 70~75点未満 60~70点未満 60点未満 実績無し	10点 5点 2点 0点 欠格 0点

評価項目	審査基準	評価点
災害時の基礎的事業継続力 (認定書の写し)	申請時及び資料提出期限日における、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無	認定有り 10点 認定なし 0点

※・協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる建設機械、技術者及び作業員は、協力会社・協定会社の作業員を含めてもかまいません。  
ただし、協定又は契約を締結している場合に限りです。  
また、申請時に協力会社との協定書又は契約書の写しを提出してもらいます。

## 8. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」（以下「災害協定」という。）の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、荒川下流河川事務所の掲示板に掲示します。

通知は、平成24年3月13日（火）を予定しています。

## 9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることが出来ます。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

### (1) 提出期限

平成24年3月14日（水）から平成24年3月21日（水）までの9時15分から18時までとします。

### (2) 提出場所

5. 配布場所に同じ

### (3) 回答期限及び方法

平成24年3月28日（水）までに書面により回答します。

## 10. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急普及業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を2部作成し提出して下さい。

なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

### (1) 提出期限

平成24年3月14日（水）から平成24年3月23日（金）までの9時15分から18時までとします。

### (2) 提出場所

5. 配布場所に同じ

### (3) 協定書の返却期限

平成24年3月30日（金）までに1部返却します。

## 11. その他

### (1) 緊急時の連絡先

災害協定締結後、所定の書式により担当者の連絡先（第1～第3）を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

#### ①調査内容

担当者の氏名、所属部署及び電話番号、会社で使用している電子メールアドレス、緊急時の連絡先を調査させていただきます。

#### ②提出時期

協定期間中の毎年4月1日～4月15日

#### ③提出先

5. 配布場所に同じ

#### ④その他

- ・書式は、協定書の返却時にお渡しします。  
電子データ（microsoftexcel）を希望される方は、電子媒体を持参して下さい。
- ・変更が生じた場合は、遅滞なく修正して下さい。

### (2) 建設機械等の台数、技術者の数、作業員の数及び保有している資材調査

災害協定締結後、災害時に派遣できる建設機械等の台数、技術者の数、作業員の数及び保有している資材（以下「派遣可能な資機材等」という。）を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

#### ①調査内容

派遣可能な資機材等及び保管場所（技術者及び作業員は、勤務地）

#### ②提出時期

協定期間中の毎年4月1日～4月15日

初年度は、申請時の資料により提出したこととする。

#### ③提出先

5. 配布場所に同じ

#### ④その他

- ・書式は、申請時の調査様式－1～調査様式－3とします。

### (3) 協定の解除

以下のいずれかの条件に該当する場合は、協定の解除を行います。

①災害協定締結後、関東地方整備局（港湾航空関係を除く）の一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「一般土木工事」及び「維持修繕工事」の認定が取り消された場合又は認定されなかった場合。

②申請時の調査内容のうち、派遣可能な建設機械等の台数、技術者の数及び作業員の数に欠格要件となった場合。

### (4) 申請書について

①申請書類に要する費用は、提出者の負担とします。

②提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用しません。

③提出された調査票は返却しません。

④申請書類に関する問い合わせは、5. 配布場所に同じと同じ。

(5) 総合評価落札方式による入札における加点について

本災害協定を締結している者は、荒川下流河川事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価されます。

## 別紙

### 近隣地域一覧表

東京都：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、清瀬市、東久留米市、西東京市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市

埼玉県：さいたま市、川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、入間郡三芳町、所沢市、吉川市

様式-1

## 協定参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
小 島 優 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」に参加したく申請書を提出します。  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : 〇〇 〇〇  
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課  
電話番号 (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

# 河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名:〇〇建設(株)

## ○災害時における人員配置

緊急時に出動要請があった場合、すみやかに手配できる人員

	自社	協定会社	小計	合計
1級土木	人	人	0人	0人
2級土木	人	人	0人	
1級機械	人	人	0人	
2級機械	人	人	0人	
技術士	人	人	0人	
作業員	人	人		0人

※協力会社は、協定・契約を締結している場合(契約書等の写しを提出して下さい)

## ○平成8年4月1日以降の問う事務所における施工実績(元請のみ)

工事名	工期	
	自	至
	~	
	~	
	~	
	~	
	~	
	~	
	~	
	~	
	~	
	~	

## ○災害時における契約・協定

- ・通年的に協定又は契約を特定機関と締結している場合に記載する。
- ・協定によっているものは協定に○、契約によるものは契約に○を記入のこと

契約・協定の有無		有・無	(有りの場合のみ以下を記入)
協定・契約の別	期 間		協定の相手
協定・契約			

※複数機関と締結している場合は、全て記載して下さい。

※協定書、又は契約書(特記仕様書含む)の写しを提出して下さい。

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)

会社名: 〇〇建設(株)

○応急復旧対応機材調査

配置可能な応急復旧機材について記載する。

平成 年 月 日現在

番号	機材名	規格	単位	数量		保有箇所住所	図面番号
				自社	協力会社		
機-1	バックホウ (0.45m3以上)						
機-2	ブルドーザ (3t級以上)						
機-3	ダンプトラック (10t以上)						
機-4	移動式クレーン (4.9t吊以上)						
機-5							
機-6							
機-7							
機-8							
機-9							
機-10							
機-11							
機-12							
機-13							
機-14							
機-15							

※図面を添付して下さい。なお、図面には本店、支店、営業所、資材置場の位置も明示して下さい。  
協力会社は、協定・契約を締結している場合（契約書等の写しを提出して下さい）

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(3)

会社名：〇〇建設(株)

○応急復旧対応資材調査

配置可能な応急復旧資材について記載する。

平成 年 月 日現在

番号	資 機 材 名	規 格	単 位	数 量		保有箇所住所	図面番号
				自 社	協 力 会 社		
資-1	土砂						
資-2	採石・栗石						
資-3	土嚢						
資-4	大型土嚢						
資-5	敷鉄板						
資-6							
資-7							
資-8							
資-9							
資-10							
資-11							
資-12							
資-13							
資-14							
資-15							

※図面を添付して下さい。なお、図面には本店、支店、営業所、資材置場の位置も明示して下さい。  
 協力会社は、協定・契約を締結している場合（契約書等の写しを提出して下さい）

# 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 小島優(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害(以下「災害」という。)における災害の拡大防止のための応急復旧業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等(以下「河川」という。)において発生した災害の必要となった応急復旧業務に関し、これに必要な建設機械資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

## (業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とその付近とする。

## (業務の実施体制)

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

## (業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長(以下「出張所長」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第11条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第14条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第18条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

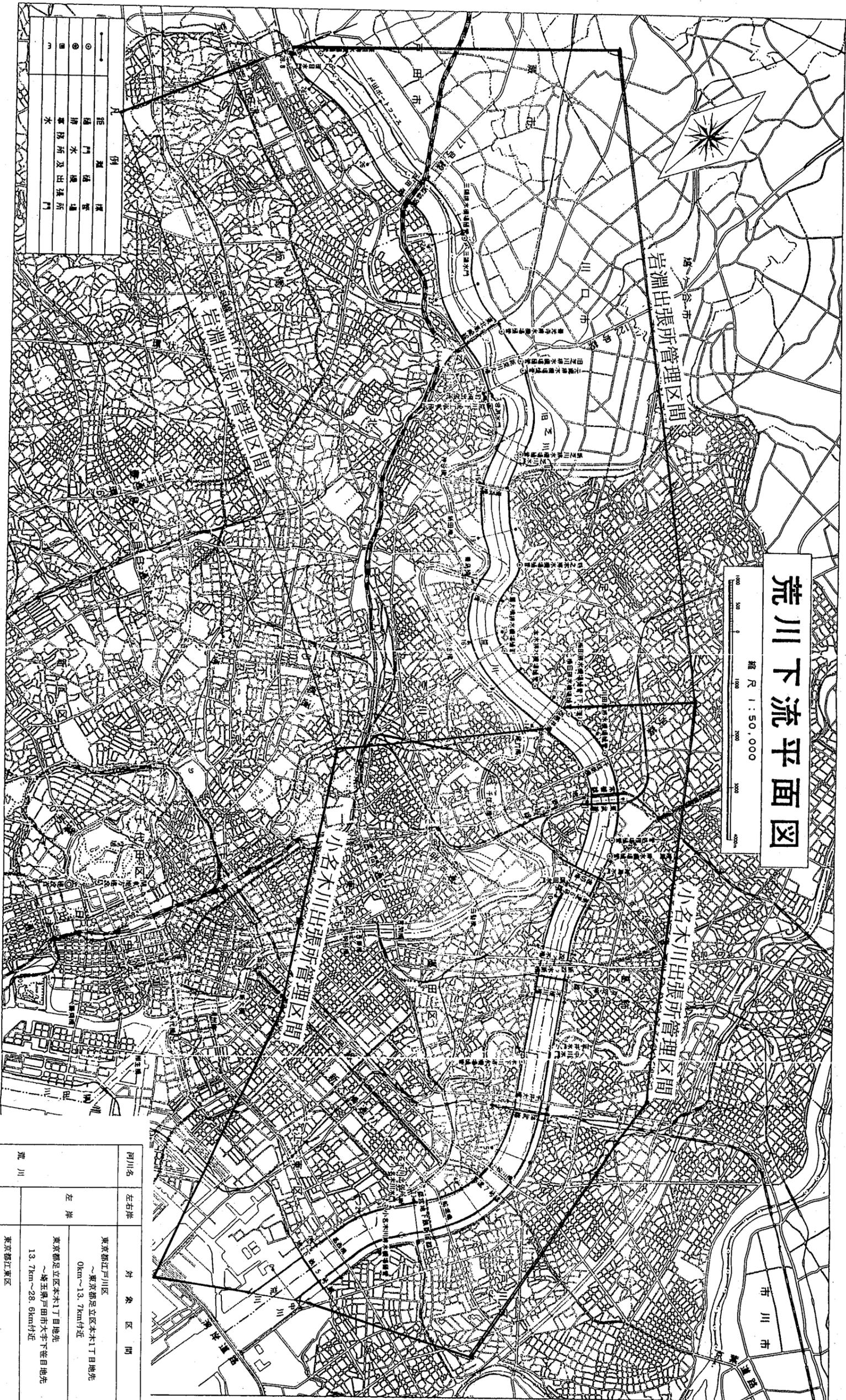
平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 小 島 優

乙 ○○○○○○○○  
代表取締役○○○○○○○

# 荒川下流平面図

縮尺 1:50,000



河川名	左右岸	対象区間	出張所管理区間
荒川	左岸	東京都江戸川区 ～東京都足立区本木1丁目地先 0km～13.7km付近	小名木川出張所
		東京都足立区本木1丁目地先 ～埼玉県戸田市大字下笹目地先 13.7km～28.6km付近	岩淵出張所
	東京都江東区 ～東京都足立区千住桜木2丁目地先 -0.5km～13.7km付近	小名木川出張所	
	東京都足立区千住桜木2丁目地先 ～東京都板橋区新河原3丁目地先 13.7km～28.6km付近	岩淵出張所	
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ～東京都葛飾区綾瀬地先 9.75km～11.0付近	小名木川出張所
隅田川	左岸	荒川分派点～東京都北区岩淵地先 0.3km	岩淵出張所

例

→	道路
⊙	橋
○	門
⊖	水
⊕	出張所
⊖	事務所
⊕	出張所
⊖	門